法令適用事前確認手続 回答書

平成29年7月21日

 株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム
 殿

 照会者代理人
 葭原 敬 殿

国土交通省土地・建設産業局地価調査課長

平成29年6月19日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを 前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もと より、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第158号。以下「鑑定評価法」という。)第39条違反とはならないものと考えられます。

2 当該事実が照会法令の違反とならないことに関する見解及び根拠

鑑定評価法第39条第1項の規定による鑑定評価書の交付及び同条第3項の規定による鑑定評価書の保存は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「e-文書法」という。)第3条、第4条及び第6条並びに国土交通省が所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成17年国土交通省令第63号。以下「規則」という。)第3条、第5条及び第7条により電磁的記録により行うことができることとされています。

鑑定評価法第39条第2項の規定による鑑定評価書の署名押印は、e-文書法第4条第3項及び規則第7条の規定により、電子署名及び認証業務に関する法律 (平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。)第2条第1項の電子署名をもって代えることができることとされています。

したがって、照会書2の②のDocuSignについて、電子署名法第2条第1項の電子署名に当たると考えられるということであれば、上記1回答のとおりとなります。